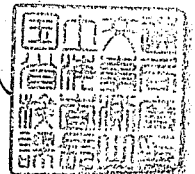




国海査第 455 号の 2
平成 20 年 12 月 25 日

(社)日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

海事局検査測度課長
森 雅人



船舶検査の方法の一部改正について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から船舶安全行政に対し、ご理解を賜りありがとうございます。

さて、今般、別紙のとおり、船舶検査の方法の一部を改正しましたのでお知らせいたします。



船舶検査の方法の一部改正について

1. 経緯

国際海事機関（IMO）では海難の発生状況及びその他の社会情勢の変化に対応するため適宜、SOLAS 条約附属書の改正が行われているが、今般、2004 年 12 月に開催された MSC79 及び 2006 年 5 月に開催された MSC81 において、SOLAS 条約附属書 II - 1 章（構造等）及び V 章（航行の安全）の改正が行われ、それぞれ 2009 年 1 月 1 日及び 2008 年 12 月 31 日より発効することとなっている。

これにともない、我が国ではこれを船舶安全法各技術基準省令及び関係告示等に取り入れたところである。

そのため今回改正された関係法令に適応させるため船舶検査の方法の一部を改正することとする。

2. 改正の内容

- (1) 第 1 回定期検査等における各区画の圧力試験の方法を改正する。
- (2) 復原性試験の適用範囲を明確化する。
- (3) 船舶長距離識別追跡装置の検査の方法を制定する。

3. 適用時期

船舶長距離識別追跡装置：平成 20 年 12 月 31 日

上記以外：平成 21 年 1 月 1 日